

監理技術者実務経験証明書

一般財団法人 建設業技術者センター理事長 殿

下記の者は、建設業法 第27条の18第1項 監理技術者資格者証の交付申請において、**消防施設**工事に關し下記のとおり実務経験および指導監督の実務経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

※ この証明書及び添付資料に虚偽又は過誤があった場合には、監理技術者資格が取り消されますので、申請者の所属企業が建設業法違反となる場合があります。内容を十分確認のうえ、証明してください。

証明者	住所 企業名 役職・氏名
記載した実務経験の内容に関して説明できる者	部署・氏名 連絡先(直通)

記

(フリガナ)	区分	() 該当	使用された期間 年 月から 年 月まで	
申請者の氏名	生年月日	年 月 日		
区分(イ)該当者のみ記入 (学校・学部・学科)	学歴	卒業年月		年 月卒
区分(ロ)該当者のみ記入	有する資格	番号		
(経験当時の) 使用者の商号・名称	所在地			
証明者の役職	被証明者との関係			

実務経験の内容

No.	発注者名	工事名	工期	実務経験年数 (建設業法第7条第2号)	指導監督的 実務経験年数 (建設業法第15条第2号 □ 該当)
	請負代金の額	職名			
工事の内容 (経験した建設工事について、該当する欄 □ にチェック)					
1	千円		年月 ~ 年月	年月 ~ 年月	年月 ~ 年月
屋内消火栓設置工事 □ スプリンクラー設置工事 □ 水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事 □ 屋外消火栓設置工事 □ 動力消防ポンプ設置工事 □ 火災報知設備工事 □ 漏電火災警報器設置工事 □ 非常警報設備工事 □ 金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事 □ その他の工事 □ ()					
2	千円		年月 ~ 年月	年月 ~ 年月	年月 ~ 年月
屋内消火栓設置工事 □ スプリンクラー設置工事 □ 水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事 □ 屋外消火栓設置工事 □ 動力消防ポンプ設置工事 □ 火災報知設備工事 □ 漏電火災警報器設置工事 □ 非常警報設備工事 □ 金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事 □ その他の工事 □ ()					
3	千円		年月 ~ 年月	年月 ~ 年月	年月 ~ 年月
屋内消火栓設置工事 □ スプリンクラー設置工事 □ 水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事 □ 屋外消火栓設置工事 □ 動力消防ポンプ設置工事 □ 火災報知設備工事 □ 漏電火災警報器設置工事 □ 非常警報設備工事 □ 金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事 □ その他の工事 □ ()					
4	千円		年月 ~ 年月	年月 ~ 年月	年月 ~ 年月
屋内消火栓設置工事 □ スプリンクラー設置工事 □ 水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事 □ 屋外消火栓設置工事 □ 動力消防ポンプ設置工事 □ 火災報知設備工事 □ 漏電火災警報器設置工事 □ 非常警報設備工事 □ 金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事 □ その他の工事 □ ()					
5	千円		年月 ~ 年月	年月 ~ 年月	年月 ~ 年月
屋内消火栓設置工事 □ スプリンクラー設置工事 □ 水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事 □ 屋外消火栓設置工事 □ 動力消防ポンプ設置工事 □ 火災報知設備工事 □ 漏電火災警報器設置工事 □ 非常警報設備工事 □ 金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事 □ その他の工事 □ ()					
小計			年月 ~ 年月	年月 ~ 年月	年月 ~ 年月
総合計			年月 ~ 年月	年月 ~ 年月	年月 ~ 年月

使用者の証明を得ることができない場合はその理由

総合計

【証明書作成の注意】

- 申請しようとする建設業の種類に該当する工事の経験であることが必要です。
- 日本国内の工事が対象です。また、保守管理業務、草刈り・除雪等の委託業務、据え付け工事を含めない機器の設計・製作・システム開発は該当しません。
- 「実務経験の内容」には、「実務経験」の場合は勤務先、工事の内容、実務経験年数の3項目を記入してください。「指導監督的実務経験」の場合は全項目を記入してください。なお、指導監督的実務経験年数は実務経験年数に含めることができます。詳しくは手引きの記入例をご覧ください。

上記に加え、指導監督的実務経験は以下の要件が必要です。

1. 発注者から直接請け負った元請工事であることが必要です。
2. 工事全体の技術面を総合的に指導監督した経験であることが必要です(工程管理、品質管理、安全管理、技術上の指導監督を行っている)。
3. 請負代金の額が定められた金額以上の経験であることが必要です。
(昭和59年9月30日までは1,500万円以上、昭和59年10月1日~平成6年12月27日までは3,000万円以上、平成6年12月28日以降は4,500万円以上)

【追加書類の提出について】

- 記載された工事の詳細について、工事経歴書、施工体系図、工事請負契約書、コリンズ工事カルテ、仕様書等の写しを提出していただき、改めて確認させていただく場合があります。
- 過去に同じ工事で指導監督的立場の実務経験を記載していた方がいた場合は、追加で施工体系図等の証明資料を提出していただきます。